

第 2 3 号議案

芦屋市消防団員退職報償金支給条例の一部を改正する条例の制定について

芦屋市消防団員退職報償金支給条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

令和 7 年 2 月 1 7 日提出

芦屋市長 高 島 峻 輔

提案理由

消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令の一部改正に伴い、非常勤消防団員に対する処遇改善を図り、退職報償金の支給に係る勤務年数の区分を追加するため、この条例を制定しようとするもの。

芦屋市消防団員退職報償金支給条例の一部を改正する条例

芦屋市消防団員退職報償金支給条例（昭和 3 9 年芦屋市条例第 4 1 号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太枠の表示部分（以下改正前の欄にあつては「改正前部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後				改正前		
別表（第 2 条関係） 退職報償金支給額表				別表（第 2 条関係） 退職報償金支給額表		
階級	勤務年数			階級	勤務年数	
	5 年以上 1 0 年未満～ 2 5 年 以上 3 0 年未満	3 0 年以上 3 5 年未満	3 5 年以上		5 年以上 1 0 年未満～ 2 5 年以上 3 0 年未満	3 0 年以上
団長	(略)	(略)	千円 1, 0 7 9	団長	(略)	(略)
副団長	(略)	(略)	1, 0 0 9	副団長	(略)	(略)
分団長	(略)	(略)	9 4 9	分団長	(略)	(略)
副分団長	(略)	(略)	9 0 9	副分団長	(略)	(略)
部長及び 班長	(略)	(略)	8 3 4	部長及び 班長	(略)	(略)
団員	(略)	(略)	7 8 9	団員	(略)	(略)

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の芦屋市消防団員退職報償金支給条例別表の規定は、令和 7 年 4 月 1 日以後に退職した非常勤消防団員について適用し、同日前に退職した非常勤消防団員については、なお従前の例による。

参 照

芦屋市消防団員退職報償金支給条例の一部改正要綱

1 改正の趣旨

消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令の一部改正に伴い、非常勤消防団員に対する処遇改善を図り、退職報償金の支給に係る勤務年数の区分を追加するため、この条例を制定しようとするもの。

2 改正の内容

非常勤消防団員に対する退職報償金支給額を次のとおり改定する。(別表関係)

(単位：千円)

階級	勤務年数						
	5 年以上	10 年以上	15 年以上	20 年以上	25 年以上	30 年以上	35 年以上
	10 年未満	15 年未満	20 年未満	25 年未満	30 年未満	35 年未満	
団長	2 3 9	3 4 4	4 5 9	5 9 4	7 7 9	9 7 9	1, 0 7 9
副団長	2 2 9	3 2 9	4 2 9	5 3 4	7 0 9	9 0 9	1, 0 0 9
分団長	2 1 9	3 1 8	4 1 3	5 1 3	6 5 9	8 4 9	9 4 9
副分団長	2 1 4	3 0 3	3 8 8	4 7 8	6 2 4	8 0 9	9 0 9
部長及び							
班長	2 0 4	2 8 3	3 5 8	4 3 8	5 6 4	7 3 4	8 3 4
団員	2 0 0	2 6 4	3 3 4	4 0 9	5 1 9	6 8 9	7 8 9

3 施行期日等

- (1) 令和 7 年 4 月 1 日
- (2) 改正後の規定は、令和 7 年 4 月 1 日以後に退職した非常勤消防団員について適用し、同日前に退職した非常勤消防団員については、なお従前の例による。